

「地域密着型特別養護老人ホーム緑風苑」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(栃木市指定第 0990300154号)

当施設は、利用者に対して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1	施設経営法人	2
2	利用施設	2
3	居室の概要	2
4	職員の配置状況	3
5	当施設が提供するサービスと利用料金	4
6	施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
7	身体拘束の禁止について	9
8	守秘義務について	9
9	情報の提供について	9
10	緊急時の対応	9
11	非常災害対策について	9
12	施設の造作・模様替えの制限について	9
13	残置物引取人	10
14	苦情の受付について	10

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈誠会
- (2) 法人所在地 栃木県栃木市藤岡町中根355番地2
- (3) 電話番号 0282-67-3921
- (4) 代表者氏名 理事長 西村 宏美
- (5) 設立年月 平成2年10月1日

2 利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
平成24年6月1日指定 栃木市第 0990300154号
- (2) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム 緑風苑
- (3) 施設の所在地 栃木県栃木市藤岡町中根355番地2
- (4) 電話番号 0282-67-3921
- (5) 施設長(管理者)氏名 河田加代子
- (6) 当施設の運営方針 入居者1人1人の意思及び人格を尊重し、施設ケアサービス計画に基づいて、その居宅における生活に出来るだけ近づけるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。
- (7) 開設年月 平成24年 6月 1日
- (8) 入所定員 20人

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は全室個室ですが、10人の方々を1グループとして、グループごとの生活支援を行います。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	20室	1ユニット10室
共同生活室	2室	1ユニット1室
食堂	2室	1ユニット1室
医務室	1室	
浴室	2室	1ユニット1室

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に設置が義務付けられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 数	指 定 基 準
1 施設長	1名	1名
2 生活相談員	1名以上	1名以上
3 介護職員	7名以上	7名以上
4 看護職員	1名以上	1名以上
5 機能訓練指導員	1名以上	1名
6 介護支援専門員	1名以上	1名
7 医師	必要数名	必要数名
8 栄養士	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務

時間数（例：週40時間）で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制	
1 医師	毎週 月火水金曜日 7:50～8:50	木土曜日 13:00～15:00
2 介護職員	【早番】 7:00～16:00 8:00～17:00	【遅番】 13:00～22:00
	【日勤】 8:30～17:30 9:00～18:00 9:30～18:30 11:00～20:00	【夜勤】 22:00～7:00
3 看護職員	【日勤】 7:30～16:30 8:30～17:30	

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費・食費を除き自己負担額を除く金額が介護保険から給付されます。

(サービスの概要)

①入浴

- ・ 原則として、週に2日入浴していただくことができます。
- ・ ただし、ご契約者の状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。

②排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤口腔衛生管理

- ・ 口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営めるよう口腔衛生の管理を計画的に行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 利用者の1日の生活の流れに沿って、心身の状況に応じた支援を適切に行います。
- ・ 寝たきり防止のため、離床を適切に支援します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを適切に支援します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、整容を適切に支援します。

⑦栄養管理

- ・ 管理栄養士が、個々の利用者栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 必要な方に、医師の食事箋に基づく療養食を提供します。

(サービス利用料金)

別紙の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

(ア) 基本料金 (料金表別紙参照)

(イ) 加算料金 (料金表別紙参照)

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払い下さい。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆ 利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

① 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士が立てる献立表により利用者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 食事時間は次のとおりです。
朝食 7:30から 昼食 12:00から 夕食 18:00から
- ・ 食費は利用者の方の市町村民税の負担状況等により、負担額が異なります。なお、利用者お一人おひとりの健康、栄養状態に基づいた栄養管理費用については、介護保険の給付対象となります。(料金表別紙参照)

② 特別な食事

- ・ 利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費

③ 理美容サービス

- ・ 理容師・美容師の出張による理髪・美容サービスをご利用いただけます。
利用料金：要した費用の実費

④ 預かり金の管理

- ・ 利用者預かり金等管理規程に基づき、施設が預かり金等を管理する場合にご負担いただきます。

⑤ 教養娯楽費（レクリエーション、クラブ活動等）

- ・ 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ 複写物の交付

- ・ 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき30円

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活品の購入代金等において利用者負担が適当であるものは実費負担となります。
- ・ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑧ 居住費

- ・ 当施設は、すべての居室が「ユニット型個室」で、ご負担していただく居住費の内訳は居室料及び水道光熱費です。ご利用料金は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により負担額は異なります。（料金表別紙参照）
- ・ 外泊時・短期入院時もお負担いただきます。

⑨ 利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合

- ・ 利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期限につき契約時の実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求いたします。口座自動引落としになりますので、翌月10日までに下記の金融機関に入金しておいてください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：足利銀行・ゆうちょ銀行
--

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。通院や入院治療の医療費等については付き添いのご家族にお支払いしていただきます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

- | | |
|----------|------------------------------------|
| *医療機関の名称 | 黒須整形外科医院 栃木県小山市間々田 2-12-8 |
| 診療科 | 整形外科 |
| *医療機関の名称 | 新小山市民病院 栃木県小山市神鳥谷 2251番地1 |
| 診療科 | 内科、外科、整形外科、脳外科、泌尿器科、眼科、耳鼻科、皮膚科 |
| *医療機関の名称 | とちぎメディカルセンターしもつが 栃木県栃木市大平町川連 420-1 |
| 診療科 | 内科、外科、整形外科、脳外科、泌尿器科、眼科、耳鼻科、皮膚科 |

②協力歯科医療機関

- | | |
|----------|-------------------------|
| *医療機関の名称 | 緒方歯科医院 茨城県古河市松並 1-22-10 |
| 診療科 | 歯科 |

6 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援及び介護保険法の特別養護老人ホーム入居対象介護度以下と判定された場合
- ② 当法人が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な損壊等により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照ください。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照ください。)

(1)利用者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・尊厳等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・尊厳等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所となります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体、財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（*）
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ① 検査入院等、短期入院の場合
1か月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
- ② 上記期間を超える入院の場合
上記短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等を利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は上記利用料金をご負担いただきます。
- ③ 3か月以内の退院が見込まれない場合
3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（入院期間中の利用料金）

入院期間中であっても、居室料金及び水道光熱費をご負担いただきます。しかし、利用者が利用していた居室を短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- | |
|---|
| ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

※ 利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担ください。

7 身体拘束の禁止について

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、日時、その際の利用者の心身の状況、または緊急やむを得なかった事由を記録し、保存します。

8 守秘義務について

事業者、サービス従事者、職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等に関する事項を、正当な理由なく他のサービス従事者や職員等に漏洩いたしません。

(1) 職員は採用時の雇用契約書において、守秘義務を遵守する旨締結します。

(2) 守秘義務は、本契約の終了後または事業者の破産後においても、もしくは施設の職員が退職した後も存続します。

9 情報の提供について

当事業者が、利用者の情報を他機関に提供する場合は、以下のとおりです。

(1) 利用者に医療上または介護上、緊急の必要性がある場合には、他医療機関等に利用者的心身に関する情報を提供することがあります。

(2) 利用者が退所する場合、退所のための援助について他医療機関等に情報を提供する必要があると認められる場合には、あらかじめ文書で利用者の同意を得るものとします。

10 緊急時の対応

容態急変時・事故発生時等の対応については、以下のとおりです。

(1) 利用者の容態が急変した場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(3) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に

徹底いたします。

11 非常災害対策について

施設の消防計画書に基づき訓練計画を立て、火災・地震等の非常災害に備えるため定期的に非難・誘導・救出その他の訓練を行います。

12 施設の造作・模様替えの制限について

利用者及び利用者代理人は、居室の造作・模様替えをするときは事業者に対して予め書面等によりその内容を届け出て事業者の確認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約後における原状回復に係る費用については、利用者または利用者代理人のご負担とします。

13 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めてください。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き渡します。

また、引渡しにかかる費用については、利用者又は残置物引取人の負担となります。

※ 入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

14 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 小松原竜也

連絡先 0282-67-3921

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：30

また、御意見箱を事務所窓口受付カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

栃木市役所保健福祉部 高齢介護課 介護保険係	所在地	栃木市万町9番25号
	電話番号	0282-21-2251
	受付時間	8:30~17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	宇都宮市本町3番9号合同ビル6F
	電話番号	028-622-7242
	受付時間	8:50~17:00
栃木市社会福祉協議会	所在地	栃木市藤岡町藤岡810
	電話番号	0282-62-5861
	受付時間	8:30~17:00

「指定介護老人福祉施設」入所契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第六章 契約の終了
第一条（契約の目的）	第十三条（契約の終了事由）
第二条（施設サービス計画の決定・変更）	第十四条（利用者からの中途解約等）
第三条（介護保険給付対象サービス）	第十五条（利用者からの契約解除）
第四条（介護保険給付対象外のサービス）	第十六条（事業者からの契約解除）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第十七条（契約の終了に伴う援助）
第五条（サービス利用料金の支払い）	第十八条（利用者の入院に係る取り扱い）
第六条（利用料金の変更）	第十九条（居室の明け渡しー精算ー）
第三章 事業者の義務等	第二十条（残置物の引取等）
第七条（事業者及びサービス従事者の義務）	第二十一条（一時外泊）
第八条（守秘義務等）	第七章 その他
第四章 利用者の義務	第二十二条（苦情処理）
第九条（利用者の施設利用上の注意義務等）	第二十三条（協議事項）
第五章 損害賠償（事業者の義務違反）	
第十条（損害賠償責任）	
第十一条（損害賠償がなされない場合）	
第十二条（事業者の責任によらない事由による サービスの実施不能）	

要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）と社会福祉法人慈誠会（以下「事業者」という。）は、利用者が地域密着型特別養護老人ホーム緑風苑（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第一条（契約の目的）

- 一 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第三条及び第四条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 二 利用者は、第十三条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第二条（施設サービス計画の決定・変更）

- 一 事業者は、介護支援専門員に第一条第二項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 二 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。その上で書面にて交付します。
- 三 事業者は、6か月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 四 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第三条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第四条（介護保険給付対象外のサービス）

- 一 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 利用者が選定する特別な食事の提供

- 二 利用者に対する理美容サービス
 - 三 別に定めるところに従って行う利用者からの貴重品の管理
 - 四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 二 前項の他、事業者は、ショッピング、外食のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 三 前二項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 四 事業者は第一項及び第二項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第五条（サービス利用料金の支払い）

- 一 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 二 利用者は、要介護度に応じて第三条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者を支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 三 第四条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 四 前項の他、利用者は食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 五 前四項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月10日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 六 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第六条（利用料金の変更）

- 一 前条第一項及び第二項に定めるサービス利用料金並びに前条第三項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 二 前条第三項及び第四項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を

相当な額に変更することができます。

三 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第七条（事業者及びサービス従事者の義務）

一 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

二 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

三 事業者及びサービス従業者は、利用者の身体拘束を行いません。但し、利用者の心身の状況等により、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合、利用者又は家族の同意のもとで身体拘束その他の行動の制限を行うことがあります。

四 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

五 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、利用者もしくは契約者の請求に応じてこれを閲覧させるものとします。

第八条（守秘義務等）

一 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

二 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等及び家族の情報を提供できるものとします。

三 事業者は、第十七条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者及び家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとします。

第四章 利用者の義務

第九条（契約者の施設利用上の注意義務等）

一 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

二 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

三 利用者は、施設設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変

更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとし
ます。

四 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事
業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第十条（損害賠償責任）

一 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利
用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第八条に定める守秘義務に違反し
た場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟
酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

二 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第十一条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ
以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこ
れを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこ
れを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱ
ら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら
起因して損害が発生した場合

第十二条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる
事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサー
ビスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第十三条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事
業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合

- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援及び介護保険法の特別養護老人ホーム入居対象介護度以下と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第十四条から第十六条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第十四条（利用者からの中途解約等）

- 一 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の14日前までに事業者へ通知するものとします。
- 二 利用者は、第六条第三項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 三 利用者が、第一項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 四 第五条第五項の規定は、本条に準用されます。

第十五条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第八条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第十六条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第五条第一項から第三項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用

者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

五 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第十七条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第十八条（利用者の入院に係る取り扱い）

一 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

二 利用者が病院又は診療所に入院した場合、利用者は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分））を事業者に支払うものとします。但し、利用者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第十九条（居室の明け渡し—精算—）

一 利用者は、第十三条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第九条第三項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

二 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。

三 利用者は、第十七条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡し義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

四 第一項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第五条第五項を準用します。

第二十条（残置物の引取等）

- 一 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 二 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 三 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、利用者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 四 事業者は、前項但書の場合を除いて、利用者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は残置物引取人に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は利用者又は残置物引取人の負担とします。
- 五 事業者は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第二十一条（一時外泊）

- 一 利用者は、事業者の同意を得た上で、別に定める期間を限度として、外泊することができるものとします。この場合、利用者は外泊開始日の 3 日前までに事業者へ届け出るものとします。
- 二 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者へ支払うものとします。

第七章 その他

第二十二条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第二十三条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 栃木県栃木市藤岡町中根 355 番地 2
事業者名 社会福祉法人 慈誠会
特別養護老人ホーム緑風苑
代表者氏名 理事長 西村宏美 印
TEL 0282 (67) 3921

説明者 氏名 印

私は、事業者から重要事項の説明を受け、合意し契約をしました。その上で重要事項説明書・入所契約書の交付を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印
電話番号 ()

契約者 住所
氏名 印
続柄
電話番号 ()

契約者 住所
氏名 印
続柄
電話番号 ()

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 コンクリート板葺平屋建

(2) 建物の延べ床面積 2082.53㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年2月15日指定 栃木県0972300313号 定員4名

[通所介護] 平成12年2月15日指定 栃木県0972300313号 定員20名

[緩和した基準による通所型サービス]

令和2年4月1日指定 栃木市0972300313号 定員5名

[居宅介護支援事業]平成11年12月27日指定 栃木県0972300222号

[訪問介護] 平成12年3月15日指定 栃木県0972300313号

[地域密着型特別養護老人ホーム]

平成24年6月1日指定 栃木市0990300154号 定員20名

(4) 施設の周辺環境

のどかな田園地帯に位置し、豊かな緑に囲まれております。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言などを行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助なども行います。

1名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

管理栄養士…主に利用者の栄養管理を行い、献立を作成します。

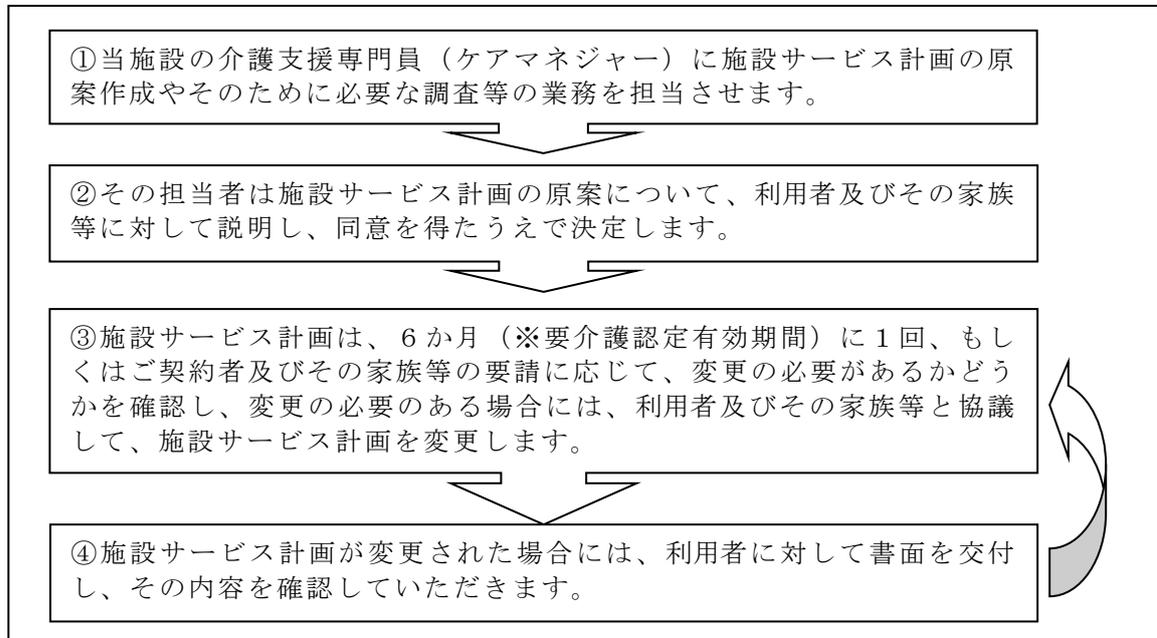
医師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を委嘱しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
（守秘義務）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者及び家族の心身等の情報を提供します。
また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ライター、マッチ等の火気

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00

※来訪者は、必ずその都度面会票に記入してください。

※なお、来訪される場合、風邪をひいている方の面会は遠慮ください。

※食物を持ち込まれる場合には、職員に声をかけてください。

(3) 外出・外泊（契約書第二十一条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき介護保険から給付される費用の一部を負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（2）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第九条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

原則として、施設内では禁煙です。

6. 損害賠償について（契約書第十条、第十一条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。